

# 国会等移転審議会答申

平成11年12月20日  
国会等移転審議会

# 目 次

はじめに	1
第1章 首都機能移転の歴史的意義	2
第2章 移転先候補地の選定	
1. 移転先候補地	4
2. 移転先候補地の選定過程	5
3. 選定作業の結果	
(1) 調査対象地域の3地域内への移転の性格	7
① 北東地域	7
② 東海地域	7
③ 三重・畿央地域	7
(2) 総合評価の対象地域の特徴及び課題	8
① 宮城地域	8
② 栃木・福島地域	9
③ 栃木地域	9
④ 福島地域	9
⑤ 茨城地域	10
⑥ 岐阜・愛知地域	10
⑦ 静岡・愛知地域	11
⑧ 三重・畿央地域	11
⑨ 三重地域	12
⑩ 畿央地域	12
(3) 重みづけ手法による総合評価の結果	12
(4) 多面的、多角的検討	13
① 栃木・福島地域	13
② 岐阜・愛知地域	14
③ 茨城地域	14
④ 三重・畿央地域	15
(5) 選定の結果	15

第3章	首都機能の移転先となる新都市の在り方	-----	16
	① 新しい情報ネットワークシステムの構築	-----	16
	② 環境への配慮	-----	16
	③ 国際政治都市としての機能の確保	-----	17
	④ 風格ある景観の形成	-----	17
第4章	首都機能移転の意義・効果等		
1.	首都機能移転の意義・効果	-----	18
	① 国政全般の改革	-----	18
	② 東京一極集中の是正	-----	18
	③ 災害対応力の強化	-----	19
	④ その他	-----	19
2.	答申後検討されるべき事項	-----	20
	① 国民合意形成の状況	-----	20
	② 社会経済情勢の諸事情	-----	20
	③ 東京都との比較考量	-----	21
第5章	候補地において配慮すべき事項		
	(1) 土地投機対策の必要性	-----	22
	(2) 地元公共団体への要請	-----	22
おわりに	-----		23
参考資料	-----		25

国会等移転審議会（以下「審議会」という。）は、「国会等の移転に関する法律」（以下「移転法」という。）に基づいて設置され、平成8年12月19日、内閣総理大臣から、「国会等の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項について、移転法第13条第1項の規定に基づき、審議会の意見を求める。」旨の諮問（以下「諮問」という。）を受けた。

諮問は、国会、内閣・中央省庁及び最高裁判所からなる三権の中枢機能、すなわち移転法第1条にいう「国会等」の移転先の候補地（以下「移転先候補地」という。）について審議会の答申を求めるもので、「国会等の移転」又は「首都機能移転」とは、これらの機能の移転を指している。

国会は、平成2年11月、開設百年を迎え、衆参両院は、これを機に、「国会等の移転に関する決議」を行った。平成4年12月には、移転法が制定され、政府に、国会等移転調査会（以下「調査会」という。）が設置された。調査会は、平成7年12月にその報告（以下「調査会報告」という。）を提出し、首都機能移転の意義、移転先候補地の選定基準等の基本的事項を明らかにした。移転法は、平成8年6月、審議会設置のため一部改正され、これにより、首都機能移転は、新たな段階へと歩みを進めることになった。

移転先の決定は、審議会の答申を踏まえ、最終的には、国会が別に法律を定めることにより行うものとされている（移転法第23条）。したがって、審議会の役割は、移転法に従い、専門的、中立的な立場から調査審議を行い、国会における移転先の決定のため、移転先候補地の選定及びこれに関連する事項について答申することにある（移転法第13条及び第14条）。

審議会は、発足以来、約3年間にわたり、調査会報告で示された移転先候補地の選定基準等に従って、まず詳細な調査を行うべき対象地域を特定し、続いてこれに対する様々な観点からの調査審議を重ね、その審議回数は31回に及んだ。本答申は、その審議結果に基づくものである。

## 第1章 首都機能移転の歴史的意義

明治政府は、首都を東京に移し、政、官、民の密接な連携の下に、我が国の近代化を図るため、強力な中央集権体制の確立を目指した。この基調は、その後の政治体制や社会情勢の変化にもかかわらず、今日まで一貫して維持され、我が国の近代化や、第二次世界大戦後の廃虚から復興し、世界有数の経済大国に発展することに、大きな役割を果たしてきた。

東京には、情報や仕事を求めて、多くの企業や人口が流入し、特に戦後は、その傾向が強くなり、政治、行政、経済、文化など様々な機能が集中するに至った。

他方、東京への一極集中は、全国各地域の活力を低下させ、情報、文化の画一化をもたらし、各分野に見られる弊害を指摘する声は、次第に大きくなってきた。

首都機能移転については、東京の過密とそれに伴う弊害が顕在化してきた昭和30年代以降、学界や研究機関等から多くの提言が行われてきた。政府も、昭和52年に策定された「第三次全国総合開発計画」、昭和62年に策定された「第四次全国総合開発計画」等において、首都機能移転を国土政策上の重要な課題として位置付けてきた。また、平成2年、国会は、「国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、21世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。」との決議を行った。

平成7年に発生した阪神・淡路大震災は、同地に甚大な被害をもたらし、大都市を襲う大規模災害の恐ろしさと、首都機能と東京にある経済等の中枢機能の同時被災を阻止することの重要性を、改めて我々に強く認識させた。平成8年6月、調査会報告を受けて一部改正された移転法の前文には、「阪神・淡路大震災による未曾有の被害の発生により、大規模災害時において災害対策の中枢機能を確保することの重要性について改めて認識した」ことが付け加えられている。

歴史を振り返ってみると、我が国は、これまでも、大きな時代の転換期において、その時々々の要請に対応するため、政治の中心を移転することを伴う国政の改革を行い、新しい時代にふさわしい統治制度をつくり上げてきた。奈良時代末に律令体制が動揺すると、平城京から平安京に都を移し、それまでの行き掛かりを離れて政治

を一新することに成功した。平安時代に武士の勢力が拡大してくると、鎌倉に政治の中心が移り、武家政治の基礎がつくられた。明治維新においても、古い伝統やしきたりを色濃く残す京都から離れて、江戸を改称した東京を新たな国づくりにふさわしい首都として選択し、殖産興業、富国強兵を旗印に急速な近代化を図り、東京を中心とする中央集権体制を確立して、今日の繁栄の基礎を築いた。

戦後50年を経て、我が国を取り巻く内外の環境は激変し、今や、我が国は、重大な転換期にさしかかっている。これに対処するため、現在、地方分権、規制緩和、中央省庁等改革などの国政全般にわたる歴史的な諸改革が進められているが、この流れを本格的な軌道に乗せ、新たな時代を築くためには、我が国の将来を見据えて、明治期以来の現行諸制度を、その根源に立ち返って見直すことが必要である。その一環として、東京一極集中の是正や災害対応力の強化等の観点から、江戸開府以来約400年にわたり国政の中心であった東京の在り方を改めて根本的に問い直すことが求められている。

既にみてきたように、我が国では、歴史的転換期において、国政改革と併せて政治の中心を移転し、人心を一新して新しい時代に対処してきた。内外の諸情勢をかんがみるとき、我が国は、今、正に歴史的転換を図るべき時期にある。

審議会は、首都機能移転が我が国の将来に深く関わり、国政の在り方をも左右する極めて重要な問題であり、世紀を越えた長期的視点に立って構想すべき歴史的な大事業であるとの基本的認識の下に調査審議し、ここに本答申を提出するものである。

## 第2章 移転先候補地の選定

### 1. 移転先候補地

移転先候補地として、北東地域の「栃木・福島地域」又は東海地域の「岐阜・愛知地域」を選定する。

「茨城地域」は、自然災害に対する安全性に優れる等の特徴を有しており、「栃木・福島地域」と連携し、これを支援、補完する役割が期待される。

「三重・畿央地域」は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地となる可能性がある。

移転先では、初期段階からその地域だけで首都機能の運営に十全を期することは容易ではなく、東京あるいは仙台、名古屋、京都、大阪等の大都市との広域的な連携はもちろん、同じ調査対象地域内の他の地域との連携が必要である。

## 2. 移転先候補地の選定過程

審議会は、移転先候補地の選定に当たり、客観性と公正さを重視した方法によることを基本方針とし、調査審議に努めた。

第一段階では、調査会報告に示された選定基準に従い、広く概括的な調査検討を行い、詳細な調査を行うべき調査対象地域として、「北東地域」、「東海地域」及び「三重・畿央地域」を設定した<sup>※</sup>。

※ 「北東地域」とは、宮城県南部から福島県を経て、栃木県中北部、茨城県中北部に至る東北新幹線等の交通軸の周辺に幅広く広がる地域をいう。

「東海地域」とは、岐阜県南東部から愛知県西三河地域を経て静岡県西部に至る地域を中心とする地域をいう。

「三重・畿央地域」とは、三重県伊勢平野中央部から三重、滋賀、京都、奈良の府県境に至る地域を中心とする地域をいう。

第二段階では、調査対象地域について、16の分野に関し、多数の専門家による詳細な調査を行うとともに、関係府県からの意見聴取、審議会委員による現地調査及び全国9カ所における公聴会を実施した。

第三段階では、移転先候補地の選定作業を更に詳細に進めるため、3つの調査対象地域の中から、利用する空港の位置や道路、鉄道等の交通体系の整備状況、関係府県の意向等を勘案し、府県にまたがる地域については、歴史や文化、地理的条件、さらには相互の交流の状況等にも配慮して、首都機能の移転先となる新都市（以下「新都市」という。）を建設し得る一体の地域として、以下のとおり、10の総合評価の対象地域<sup>※</sup>を設定した。

※ 10の総合評価の対象地域は、以下のとおりである。

（北東地域）

- ・宮城地域 宮城県の南部地域
- ・栃木・福島地域 栃木県的那須地域と福島県の阿武隈地域にまたがる地域
- ・栃木地域 栃木県的那須地域
- ・福島地域 福島県の阿武隈地域
- ・茨城地域 茨城県の中北部地域

（東海地域）

- ・岐阜・愛知地域 岐阜県の東濃地域と愛知県の西三河北部地域にまたがる地域
- ・静岡・愛知地域 静岡県の西部地域と愛知県の東三河南部地域にまたがる地域

（三重・畿央地域）

- ・三重・畿央地域 三重県の鈴鹿山麓地域と三重、滋賀、京都、奈良の府県境付近を中心とする地域にまたがる地域

- ・三重地域 三重県の鈴鹿山麓地域
- ・畿央地域 三重、滋賀、京都、奈良の府県境付近を中心とする地域

また、第二段階の分野ごとの詳細な調査の結果に基づき、一部の分野については分割又は統合を行い、総合評価のための評価項目として、16の項目※を設定し、併行して、3つの調査対象地域ごとの移転の特徴についての整理を行った。

各対象地域の総合評価に当たっては、客観性に留意しながら複数の手法を検討した。その上で、審議会委員の大局的な判断と、各評価項目ごとの多数の専門家による評価とを合わせ評価し、しかも、その結果に至る過程が明瞭である「重みづけ手法」を採用した。

総合評価では、公正さを重視して、16の評価項目についての地域ごとの優劣は、それぞれ関係分野の専門家が数値で評価し、評価項目間の重みづけ（各評価項目の重要度の設定）は審議会委員が個々に行い、両者の作業を総合することで、10の総合評価の対象地域ごとに数値化された評価結果を算出した。

審議会は、この総合評価の結果をもとに、更に多面的、多角的な検討を加え、移転先候補地の選定作業を行った。

※ 16の評価項目は、以下のとおりである。

- ・国土構造形成の方向（国土構造改編の方向、東京の過密の緩和（企業立地の観点から））
- ・文化形成の方向
- ・新しい情報ネットワークへの対応容易性（ネットジェネレーションの視点から）
- ・大規模災害時の新都市と主要都市間の情報・交通の確保
- ・外国とのアクセス容易性
- ・東京とのアクセス容易性
- ・全国からのアクセス容易性
- ・景観の魅力
- ・移転先候補地の地震災害に対する安全性
- ・移転先候補地の火山災害に対する安全性
- ・土地の円滑な取得の可能性
- ・地形の良好性
- ・水害・土砂災害に対する安全性
- ・水供給の安定性
- ・既存都市との関係の適切性（市街地連坦の回避の可能性及び母都市との連携の容易性）
- ・環境との共生（自然環境との共生の可能性（保全・形成の観点から）、環境負荷の低減の可能性）

### 3. 選定作業の結果

#### (1) 調査対象地域の3地域内への移転の性格

北東地域、東海地域及び三重・畿央地域は、それぞれ独自の歴史的、文化的及び地理的特徴を有しており、いずれの地域内に移転を行うかによって、移転の性格は大きく異なるものとなる。

##### ① 北東地域

北東地域は、東北新幹線、東北自動車道等による東京との連携に優れている。この地域への移転は、東京との密接な連携と協調の下に、その高度な都市機能の集積を活用して行うものとなる。自由度や弾力性が比較的高い段階的な移転が可能であり、移転後も大規模災害時の対応を含め、新都市と東京との間では、一定の役割分担の下に緊密な連携と交流が行われる姿が想定される。

豊かな自然を背景に、環境と共生する都市像や生活様式が展開する、新しい時代の清新な国土づくりを内外に印象づけるものとなる。

##### ② 東海地域

東海地域は、我が国のほぼ中央部にあり、全国からのアクセスに優れている。この地域への移転は、名古屋と緊密に連携し、国際機能等の充実と連動しながら、新都市を築き上げていくことになる。東京からの自立性が比較的高い都市圏を形成することにより、国土構造が多極化し、各地において多様な交流が行われる姿が想定される。

世界的な先端的産業技術や伝統的工芸技術の集積を背景に、新たな発展を指向する活力ある国土づくりを内外に印象づけるものとなる。

##### ③ 三重・畿央地域

三重・畿央地域は、関西圏と中京圏にまたがる位置にあり、京都、大阪等との連携に優れている。この地域への移転は、関西圏の再構築を図りつつ、長く我が国の伝統文化の創造と継承に中心的役割を担ってきた畿内の近くに、

首都機能を復帰させることになる。東京からの自立性の高い都市圏を形成することにより、国土構造が多極化し、東京依存型の社会構造が変革される姿が想定される。

我が国の伝統文化を生かした21世紀文明の創造を指向する国土づくりを内外に印象づけるものとなる。

## (2) 総合評価の対象地域の特徴及び課題

審議会は、移転先候補地の選定作業を更に具体的に進めるため、交通体系の整備状況に基づき、地域の特徴や都市としての広がりの可能性に配慮した上で、調査対象地域の中から、総合評価の対象地域として、次の10地域を設定した。この総合評価の対象地域ごとに、第二段階における関係府県からの意見聴取、現地調査及び16の分野にわたる詳細な調査の結果に加えて、第三段階における16の評価項目ごとの評価の結果をみれば、地域の特徴や課題が一層明確となる。

### ① 宮城地域

宮城地域は、東北新幹線及び東北自動車道の東北軸に沿い、山形自動車道を経由した日本海側との連携が可能で、仙台、福島、山形等の主要都市との広域連携も容易な位置にある。

仙台の都市機能集積の活用が容易であるとともに、既存又は整備中の交通施設により、東北軸に沿い、福島、山形等との広域連携によるネットワーク型の新都市の形成が想定される。また、蔵王連峰、阿武隈川等の自然環境を背景とした田園空間を有しており、仙台の持つ都市の活力や利便性と田園空間が持つゆとりや潤いとが調和した生活様式の創造が期待される。

水供給の安定性が良好であり、大規模災害時にも、新都市と主要な大都市との間の交通及び情報を確保することが容易である。

一方、対象地域の中で、人口が集中し、諸機能が集積する太平洋ベルト地帯から最も離れていることが問題となり得る。また、仙台空港の国際定期航空路線の充実や、一部地域については地形条件等への配慮も必要である。少数ではあるが顕著な活断層が存在する。

## ② 栃木・福島地域

栃木・福島地域は、東北新幹線及び東北自動車道の東北軸に沿い、国土を横断する幹線軸である北関東自動車道と磐越自動車道の上に位置し、これらを経由して、東京や仙台のほか、日本海側、西日本地域等との連携が可能な位置にある。東京との連携に優れ、移転期間中に東京と新都市に首都機能が分立する状態にも弾力的に対応しやすい。

この地域は、那須野ヶ原を中心とする栃木地域と福島空港を有する福島地域の特徴を生かすため一体的にとらえたものであり、双方の長所を併せ持つ。

自然環境と共生しやすく、景観や地形に優れ、国公有地の活用が期待される。また、地震に対する安全性も高く、東京圏に大規模地震が発生した場合、応急体制を早期に確立するには現実的な地域である。

一方、福島空港には近いものの、海外との交通には新東京国際空港の利用が不可欠となる。また、周辺における都市機能の集積が十分でないことから、生活と業務の両面で新都市を支える機能を充実させることが求められる。

## ③ 栃木地域

栃木地域は、東北軸上にあつて、栃木・福島地域の南部に位置する。

雄大な那須連山を背景に、広大で平坦な那須野ヶ原を中心として、品格のある景観を有する新都市の形成が想定される。また、自然環境との共生と農業環境の保全に取り組むことにより、都市的要素と田園的要素が融合する新都市の形成と、人と自然とのかかわりを重視する生活様式の創造が期待される。

栃木・福島地域で述べた長所や課題が指摘され、火山災害への対応が必要である。少数ではあるが顕著な活断層が存在する。なお、栃木地域には空港がない。

## ④ 福島地域

福島地域は、栃木・福島地域の北東部にあり、東北軸と国土を横断する幹線軸である磐越自動車道との結節点に近接する。

福島空港を中心に、細かく入り組んだ尾根筋や谷筋の自然地形の中に、小規模な都市群からなる新都市の形成が想定される。また、森林資源と共存し、

人と自然とのかかわりを重視した生活様式の創造が期待される。

栃木・福島地域で述べた長所や課題が指摘される。民有地が多く、土地の取得に伴う調整が課題となる。また、福島空港周辺は比較的尾根幅が狭く、大規模な地形の改変を回避するための配慮が求められる。

#### ⑤ 茨城地域

茨城地域は、東京から仙台への常磐軸上にあり、東京圏に近接し、常陸那珂港を海の玄関口として、首都圏の外郭部を環状に結ぶ北関東及び東関東自動車道方向の軸と、東京、つくば等を経由する東京の放射軸との結節部に位置する。東京との連携に優れており、移転期間中に東京と新都市に首都機能が分立する状態にも弾力的に対応しやすい。

近接する東京の都市機能との連携を図りつつ、新東京国際空港、民間共用化が進められている百里飛行場、常陸那珂港、世界的な学術研究機能を持つ筑波研究学園都市等を十分に生かした、国際性豊かな新都市の形成が想定される。また、首都圏100km圏の外郭環状軸の東側の起点を形成することから、首都圏の圏域構造を再編する拠点となることも期待される。

大規模な地震や火山災害が少ない。比較的国公有地が多く、地形的にも良好で都市設計の自由度が高い。東京圏に大規模地震が発生した場合、応急体制を早期に確立するには現実的な地域である。

一方、調査対象地域の中では最も東京に近いこと、東京の影響下に組み込まれ、東京圏の拡大につながる可能性が高いなど、東京一極集中の是正に課題を残す。また、水供給等についての対応が求められるとともに、一部南側の地域については、霞ヶ浦の水質に対する配慮が必要である。

#### ⑥ 岐阜・愛知地域

岐阜・愛知地域は、複数の国土軸が重なる全国の中央部にあり、国土幹線交通網（東名及び第二東名高速道路、東海北陸及び中央自動車道、東海道新幹線等）を経由して東京、関西、日本海側等との連携が可能な位置にある。

名古屋周辺を環状に連絡する東海環状自動車道に沿って、名古屋と緊密に連携した新都市の形成が想定される。また、中京圏の高い先端的産業技術や伝統的工芸技術の集積を背景に、名古屋の持つ都市の活力や利便性と周囲の自然環境とが調和した生活様式の創造が期待される。隣接して開催される

2005年日本国際博覧会を契機として、環境を重視する新都市の形成が想定される。

内外との交通は良好で、火山災害や水害、土砂災害に対する安全性に優れている。大規模な国公有地の活用が期待できる。

一方、植生回復力等が弱く、自然環境との共生が求められる。東京との間の交通体系の充実が必要である。大規模地震発生時には一部に大きな震度が予想され、顕著な活断層も比較的多く存在する。

### ⑦ 静岡・愛知地域

静岡・愛知地域は、東海道新幹線、東名及び第二東名高速道路の東名軸上にあり、中京圏に隣接し、東京や名古屋との連携が比較的容易である。地域の西端は、三遠南信自動車道方向の国土横断軸との結節部に当たる。

遠州灘や浜名湖の景観を生かし、東海地震等に対する防災対策に配慮した品格のある新都市の形成が想定される。また、浜松や豊橋の都市機能の活用が容易であり、豊かな自然と身近にふれ合うことのできる多様な生活様式の創造が期待される。

気候は温暖である。高速交通網に恵まれ、東西に静岡空港と中部国際空港があるので、内外との交通には優れている。

一方、プレートの沈み込み帯に近いことから、地震災害に対する安全性や大規模災害時の新都市と主要な大都市との交通や情報の確保に大きな課題を残す。また、土地利用が進んだ地域であるため、土地の取得に課題がある。浜名湖の水質に対する配慮が必要である。

### ⑧ 三重・畿央地域

三重・畿央地域は、複数の国土軸が重なる全国のほぼ中央部にあり、国土幹線交通網(名神及び第二名神高速道路等)を経由して関西圏、中京圏、日本海側、西日本地域等との連携が可能な位置にある。また、中部国際空港と関西国際空港という二つの国際空港を利用できる地域でもある。

この地域は、三重地域と畿央地域の特徴を生かすため一体的にとらえたものであり、双方の長所を併せ持つ。

東京から自立し、東京の過密を緩和する効果が期待されるとともに、全国との交通が良好であり、中部国際空港までの海上交通を想定すれば、鈴鹿山麓

地域からは、海外との交通にも優れる。火山災害に対して安全性が高い。

一方、東京との交通に時間を要し、その改善が望まれる。大規模地震発生時には一部に大きな震度が予想され、顕著な活断層が比較的多く存在する。自然環境との共生等についても配慮が必要である。

### ⑨ 三重地域

三重地域は、三重・畿央地域の東部で、中京圏の西寄りに位置する。

名古屋や津、四日市等に近く、鈴鹿山脈と伊勢湾にはさまれ、海に向けて開けており、近接する地球環境関連機関の存在を生かした環境負荷の低い新都市の形成が想定される。また、中京圏の高い先端的産業技術や伝統的工芸技術を生活の中に生かし、海と山の自然に親しむ生活様式の創造が期待される。

三重・畿央地域で述べた長所や課題がおおむね指摘される。気候は穏やかで、水供給の安定性、地形の良好性に優れる。土地の取得には課題がある。

### ⑩ 畿央地域

畿央地域は、三重・畿央地域の西部で関西圏の東寄りに位置し、関西圏の再構築と合わせた新都市の形成が想定される。

我が国の伝統文化を継承する畿内に隣接しており、21世紀にふさわしい新たな文化を創造することが期待される。近接する地球環境関連機関の存在を生かした環境負荷の低い新都市の形成が想定される。数々の自然公園を背景に自然に親しみ、伝統文化を取り入れた生活様式の創造が期待される。

三重・畿央地域で述べた長所や課題が指摘される。府県境に国公有地が存在する。水供給についての対応が求められる。

## (3) 重みづけ手法による総合評価の結果

総合評価に当たっては、広範かつ多岐にわたる16の評価項目について、関係分野の専門家等からなる検討会が設けられ、10の対象地域について専門的立場から詳細な定量的評価が行われた。複数の評価項目を担当した検討会もあり、14の検討会に70名余の専門家が参加した。

また、各評価項目間の重みづけは、これとは別に、審議会委員により直接行

われた。重みづけは、調査審議の進展に合わせて、3回にわたって行われ、この間、委員の評価項目に対する共通認識が深められた。

その上で、この両者を総合して総合評価の対象地域ごとの総合評価値が求められた。この際、審議会委員の多様な判断を尊重し、全員の平均値を用いるだけでなく、幾通りもの方法による集計を行った。

その結果、いずれの集計方法によっても上位の総合評価の対象地域の順位は変動することなく安定しており、その結果は、客観性を有し、十分尊重すべきものと認められた。

重みづけ手法による総合評価の結果によれば、絶対的な数字の上では、対象地域間での評価の差は大きくなかったが、北東地域の栃木・福島地域の評価が最も高く、次いで東海地域の岐阜・愛知地域の評価が高かった。これら2地域は、それぞれ相異なる特徴を有している。茨城地域は、これらに次いで評価が高かった。

#### (4) 多面的、多角的検討

審議会は、重みづけ手法による総合評価によって、各対象地域を数値で評価した貴重な参考資料を得ることができた。しかしながら、最終的に候補地を選定するためには、さらに、その地域が有する広域的な特徴や、新都市と他の地域との連携、地震等自然災害に対する対応、将来の交通機能の充実、新都市づくりに当たっての課題等について、多面的、多角的検討を行うことが必要である。

以上の観点から、まず、総合評価において高い評価を得た栃木・福島地域及び岐阜・愛知地域につき検討し、あわせて他に適当な移転先候補地があるかについても検討した。

##### ① 栃木・福島地域

新都市は、北東地域の主軸である東北軸上にあり、東京及び仙台との連携が容易で、宇都宮、郡山等による生活と業務の両面での支援や連携も期待できる。また、日本海側との連携も可能である。常磐軸上にある茨城地域と円滑な連携を図ることにより、この地域は更に輝きを増すことになるであろう。多面的、多角的な検討の結果によっても、栃木・福島地域の優位は動かない。

東北軸上にある宮城地域は、仙台とともに新都市に対する支援と連携の拠

点となることが期待される。

那須岳が噴火すれば、那須地域の那珂川沿いに大きな被害の生じることも懸念されるため、新都市の立地に当たっては、都市機能の配置に留意し、防災対策を講じる必要がある。

## ② 岐阜・愛知地域

新都市は、東京及び名古屋との連携が容易な中京圏にあり、首都機能を支援する機能は、東名軸に加えて、中部国際空港と連絡する軸上への形成が想定される。東海北陸自動車道により、日本海側との連携も飛躍的に強化されることになろう。多面的、多角的な検討の結果によっても、岐阜・愛知地域の優位は動かない。

また、中部国際空港が開港し、将来新たな高速交通網がこの地域を通過することとなれば、一層、東京、大阪等と短時間で連絡することが可能になり、新都市及び名古屋は、国際面を含め、大幅に飛躍することが期待される。

静岡・愛知地域は、交通の利便性を生かした支援と連携の拠点となることが期待される。

海溝型の大規模地震のおそれがあり、一部に大きな震度が予想されるため、都市機能の配置、防災対策、大規模災害時の交通や情報の確保等について、早急な検討が必要である。

## ③ 茨城地域

茨城地域は、東京からつくば、水戸を経て仙台に至る常磐軸上に位置し、海上交通の拠点となる常陸那珂港に近く、東関東自動車道を通じて、新東京国際空港と直結する。地形は良好で、自然災害に対する安全性にも優れている。

しかし、高速交通網の状況を考慮するとき、北東地域における東北軸の優位は動かない。このため、茨城地域は、その利点を生かしつつ、国際機能の面等で栃木・福島地域と連携し、これを支援、補完していくことが求められる。

#### ④ 三重・畿央地域

三重・畿央地域に対する総合評価の結果は、決して高くはない。

しかし、同地域は、関西圏と中京圏にまたがり、長く我が国の伝統文化の創造と継承に中心的役割を担ってきた畿内に近く、古い歴史を有する。日本列島の狭あい部にあることから、日本海側との連携も容易である。京都、奈良、大阪等の諸機能や文化の集積、また、国立国会図書館関西館、京都和風迎賓施設等の効果的活用も見込まれ、他の地域にはない特徴を有している。

この地域の中央部を通過する新たな高速交通網が整備されれば、東京、名古屋、大阪等と短時間で連絡することが可能となる。これによって、中部国際空港及び関西国際空港の利用が大幅に改善されるのみならず、中京圏と関西圏双方の大都市との連携が一層容易となり、関西圏の再構築と合わせて、この地域の立地条件は大きな飛躍を遂げ、移転先候補地となる可能性を秘めている。

しかし、海溝型の大規模地震のおそれがあり、一部に大きな震度が予想されるため、都市機能の配置、防災対策、大規模災害時の交通や情報の確保等についての早急な検討が必要である。

#### (5) 選定の結果

審議会は、以上の審議結果に従い、栃木・福島地域又は岐阜・愛知地域が移転先となるべきものとして選定する。茨城地域は、自然災害に対する安全性に優れる等の特徴を有しており、栃木・福島地域と連携し、これを支援、補完する役割を果たすことが期待される。三重・畿央地域は、他の地域にはない特徴を有しており、将来新たな高速交通網等が整備されることになれば、移転先候補地になる可能性がある。

なお、移転先では、初期段階からその地域だけで首都機能の運営に十全を期することは容易ではなく、東京あるいは仙台、名古屋、京都、大阪等の大都市との広域的な連携はもちろん、同じ調査対象地域内の他の地域との連携が必要である。

### 第3章 首都機能の移転先となる新都市の在り方

新都市は、我が国の進むべき方向を国の内外に示す象徴となるべきものである。したがって、その整備に当たっては、以下の諸点に特に留意し、新世紀にふさわしいものとなるよう特段の配慮が望まれる。

#### ① 新しい情報ネットワークシステムの構築

新都市は、情報化時代にふさわしく、最先端の情報技術を最初から備えた都市として整備することが必要である。この情報基盤を活用して、各省庁ごとの縦割りではない、中央省庁にとどまらず地方自治体にも及ぶ、新しい横断的な情報ネットワークシステムを構築し、様々な情報の共有、相互利用を進めることが重要である。これにより、首都機能を担う各機関の業務の在り方は抜本的に改善され、政策立案機能の向上、行政組織の効率化とともに、地方分権、情報化時代にふさわしい政、官、民の新たな関係の構築等は大きく前進し、国民に対する行政サービスが充実するものと期待される。また、我が国の災害対応力も著しく強化されることになろう。こうして、新都市は、国際的にも情報ネットワークシステムにおける重要な核となり、世界的な知的活動や様々な情報の交流拠点となることが期待される。

情報通信技術は、急速に進歩しており、その未来を予測することは、必ずしも容易ではない。情報基盤の整備に当たっては、今後の更なる技術の進歩に備えて、できる限りの弾力性を確保しておくことも必要であろう。

#### ② 環境への配慮

「人間は自然の一部である」。新都市の整備に当たっては、この基本理念の下に、様々な知識と技術を積極的に導入して、現状の良好な環境の保全に十分な配慮を払うとともに、新たな自然的環境を積極的に創り出すことにより、人と自然が近接し、環境と共生する先導的な都市として、世界の範となるよう努めるべきである。また、新都市は、省エネルギー、リサイクル等を徹底し、排出される環境負荷を最小化するとともに、他の地域における環境負荷の低減にも貢献し、さらには全地球的環境問題に対しても積極的に寄与していくことが求められる。

### ③ 国際政治都市としての機能の確保

首都機能移転は、今後我が国が国際社会の一員としての役割を的確に果たしていく上においても、大きな意義を有している。新都市では、国際政治都市としてふさわしい場と機能を備え、空港への交通の確保はもとより、国際的な政治活動や交流の拠点となる会議施設や迎賓施設、様々な文化の共存する大使館街等が整備され、国際化に対応できるまちづくりを行う必要がある。

### ④ 風格ある景観の形成

新都市は、我が国の伝統文化に根ざしつつ、我が国の新しい姿を内外に示すものとなる。日本国民が誇りを抱き、そこを訪れる諸外国の人々にとっては我が国に対して心を開く契機ともなるべきものである。国政の中心地としての風格を備えつつ、国民に開かれた政治と行政にふさわしい、親しみとゆとりのある景観が望まれる。自然的景観にも配慮した、いわば一国の応接室としてふさわしい新都市を形成するよう努めるべきである。

## 第4章 首都機能移転の意義、効果等

### 1. 首都機能移転の意義、効果

審議会は、移転先候補地の選定と併行して、首都機能移転の意義、効果について、調査会報告を基本としながら、更に調査審議を行った。首都機能移転の将来にわたっての意義、効果について改めて整理すれば、以下のとおりである。

#### ① 国政全般の改革

国政全般にわたる諸改革は、まだ緒についたばかりであり、更に強力に推進するためには、大きな契機となるものが必要である。首都機能移転は、国政全般を根源にさかのぼって見直すための極めて重要な転機となる。首都機能移転と諸改革を「車の両輪」として一体的に推進することによって、現行制度の改革を加速し、定着させ、行政組織の効率化や地方分権を一層本格的に進めることが期待される。また、政治と経済の中枢を分離することによって、政、官、民の新たな関係が始まり、国、地方に及ぶ横断的情報ネットワークが構築されて、真に国民と密着した政策の立案が可能となる。

#### ② 東京一極集中の是正

東京圏への人口集中は、近年の景気後退局面において一時的には緩和したが、機能面や情報面での集中は依然として高い水準にある。東京への一極集中の構造や東京の過密状況は基本的に変わっておらず、通勤混雑、交通渋滞だけをとってみても、その弊害は、既に許容限界をはるかに超えている。首都機能の移転を契機に、国政全般にわたる改革を進めることにより、東京を頂点とする序列意識が変化し、各地域の自立性が高まって、文化面での多様性を取り戻し、企業の東京への立地指向にも変化をもたらすと考えられる。首都機能を分離することにより、東京はゆとりと活力ある経済、文化都市として生まれ変わり、現在にも増して光彩を放つ世界都市であり続けるであろう。

### ③ 災害対応力の強化

現在のような一極集中の状態では、もし東京が大地震に襲われると、日本の中枢機能が停止し、我が国のみならず国際的な規模で深刻な危機を招来することになりかねない。しかしながら、現状の東京では緊急時の職員の参集に支障が生じるなど、災害時の司令塔としての危機管理面での十分な対応は必ずしも容易ではない。首都機能移転によって、政治、行政、経済、文化等、すべての中枢が同時に被災することを回避するとともに、大規模な災害に対して安全性の高い地域に災害時の司令塔機能を構築することで、我が国の災害対応力を飛躍的に強化することが可能となる。また、移転跡地の活用により、東京の防災性は向上し、仮に被災した場合でも被害を緩和することが期待できる。

### ④ その他

審議会では、国民的論議等が十分でない現時点において、移転先候補地の選定を行うことは時期尚早ではないかとの意見もあったが、移転法に基づく任務にかんがみ、この答申によって、今後、国民の間で広範囲にわたる論議が一層進むことを期待して、今回の答申を行うこととした。

## 2. 答申後に検討されるべき事項

移転法によれば、審議会の答申が行われた後、国民合意形成の状況及び社会経済情勢の諸事情に配慮し、東京都との比較考量を通じて、更に移転についての検討が行われることになる（移転法第22条）。したがって、これらは、審議会の答申後、国会において最終的に判断を行う際に検討されるべき事柄として位置づけられているが、いずれも首都機能移転の意義、効果に深く関連するので、審議会としても以下のような整理を行った。

### ① 国民合意形成の状況

これまでに行われた世論調査、審議会が実施した公聴会等の結果によれば、首都機能移転に対する賛否は、全国的にはおおむね賛成が反対を上回っているが、東京都民を対象とした最近の調査では、反対がかなりの数に上っている。このような状況の下で、今回の答申で移転先候補地の場所等を具体的に提示することにより、首都機能移転について、改めて具体的、現実的な論議が本格的に深まり、移転が、単なる夢物語ではなく、実際に我が国の将来に役立つ壮大かつ画期的な構想であることの認識が一層深まるものと期待される。審議会は、首都機能移転の事業がその出発点のみならず、長年にわたって継続されていくことの重要性を深く認識し、国民一人一人が共通の理解とともに共感を抱き、この計画に参加されることを切望する。

### ② 社会経済情勢の諸事情

一部には、かつての好況時にこそ、このような構想が是認されるのであって、その後の情勢変化からすれば、今はその時期ではないとする意見が存在する。しかし、この問題は、国家百年の大計として長期的視点に立って考える必要がある。首都機能移転は、我が国の未来の創造に資する、質の高い、先導的で波及効果の大きい事業であり、今後予測される少子、高齢化の進展を考えれば、我が国に投資余力があるうちに着実に実現しておくべき課題といえるであろう。

これに関連して、審議会は首都機能移転に要する標準的な費用の試算を行った。その結果によれば、公的負担額は、国会が移転するまでの当初10年間の年平均でおおむね2千数百億円であり、国の公共事業関係費の約2%に相当する。移転の実施に当たっては、経済情勢等も勘案しつつ、関係の財政支出全体の増

加をできるだけ避けながら、移転の規模、進め方等にも工夫を凝らすことが必要であろう。

### ③ 東京都との比較考量

審議会では、「首都機能をそのまま東京に存置する場合」と「新都市に首都機能を移転する場合」のそれぞれの得失を整理した資料をもとに議論を行った。この問題は、結局、国政全般の改革、東京一極集中の是正、災害対応力の強化を実現する上で、「東京を改造しつつ国政全般の改革等を行うこと」と「首都機能の移転を契機に国政全般の改革等を行いつつ東京を世界都市として再生すること」を比較した場合、いずれが我が国の将来にとって最善の選択であるのか、という問題に帰着するものと考えられる。

## 第5章 移転先候補地において配慮すべき事項

移転先候補地として選定された地域においては、今後、次のようなことに配慮する必要がある。

### (1) 土地投機対策の必要性

首都機能移転が過去に例を見ない国家的プロジェクトであることから、移転先候補地の選定に伴い、投機的な土地取引の集中等により、地価が高騰するおそれがある。このような事態となれば、新都市の整備に必要な土地の円滑な取得に支障を来すことはもとより、移転先候補地において適切な土地利用を確保することが困難になるおそれがある。

このため、移転先候補地における投機的な土地取引と地価の高騰を断固として排除することが必要であり、審議会は、監視区域の指定等、現行制度を最大限に活用して、万全の対策を速やかに講じるよう、政府及び関係地方公共団体に対して、強く要請する。

### (2) 関係地方公共団体への要請

首都機能移転は、当面、その趣旨に即した必要最小限の範囲の機能に限定して行い、その後は長い年月をかけて逐次段階的に行われることとなる。他方、そこに生まれる新都市の整備に当たっては、関係地方公共団体にも物心両面にわたり応分の負担を伴うことになる。

関係地方公共団体は、過大な期待を抱くことなく、冷静に、土地対策への対応及び協力、地方行政制度上の問題の検討等、応分の責任を果たされることを期待する。

## おわりに

審議会は、首都機能移転は一朝一夕にして完成するものではなく、新都市は、未来の世代も含め、今後長い年月をかけて国民が育てていくものであると認識している。この答申を契機に、首都機能移転について国民の間で更に理解が深まるとともに、論議も進み、広範な合意形成が行われ、やがては新都市の育成が国民全体の願いとなることを心から期待する。

首都機能移転に関する検討をこれまで主導してきた、国権の最高機関である国会においては、この答申を真摯に受け止め、我が国の将来を大局的な観点から検討し、内外の批判に耐え得る適切な結論を速やかに導かれるよう、切望する。

また、国においては、国会における検討状況も見極めつつ、移転に当たっての体制、手順等について所要の検討を進められたい。

これまで繰り返し述べたように、首都機能移転は、我が国の将来にかかわる、世紀を越える大事業である。審議会における調査審議に当たっては、膨大な資料と作業を必要とし、そのために種々の関係方面及び多くの方々の御協力を仰いだ。それらすべての方々に感謝の意を表したい。

とりわけ、各調査対象地域の方々の御尽力は大きく、いずれの地域の方々からも、当該地域に関する資料はもとより、首都機能移転に関するそもそもの考え方等についても貴重な御教示をいただいた。このような大構想は、審議会が選定した少数の移転先候補地の関係者の方々のみでなく、関係したすべての地域の方々为一体となって、先駆的構想として推進してこられたものと理解している。深い敬意とともに感謝申し上げたい。

# 参 考 资 料

総内第211号  
平成8年12月19日

国会等移転審議会会長

平 岩 外 四 殿

内閣総理大臣

橋 本 龍 太 郎

国会等の移転先候補地の選定等について（諮問）

国会等の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項について、国会等の移転に関する法律（平成4年法律第109号）第13条第1項の規定に基づき、国会等移転審議会の意見を求める。

国会等移転審議会委員一覧

(50音順、敬称略)

- |    |     |               |                  |
|----|-----|---------------|------------------|
| 新井 | 明   | (株)日本経済新聞社相談役 |                  |
| 有馬 | 朗人  | 元理化学研究所理事長    | ※平成10年5月28日辞任    |
| 石井 | 進   | 東京大学名誉教授      |                  |
| 石井 | 威望  | 東京大学名誉教授      |                  |
| 石井 | 幹子  | 照明デザイナー       |                  |
| ○  | 石原  | 信雄            | (財)地方自治研究機構理事長   |
|    | 宇野  | 收             | (社)関西経済連合会相談役    |
|    | 海老沢 | 勝二            | 日本放送協会会長         |
|    | 堺屋  | 太一            | 作家               |
|    |     |               | ※平成10年8月21日辞任    |
|    | 下河辺 | 淳             | 東京海上研究所理事長       |
|    | 寺田  | 千代乃           | アートコーポレーション(株)社長 |
|    | 中村  | 桂子            | JT生命誌研究館副館長      |
|    | 中村  | 英夫            | 武蔵工業大学教授         |
|    | 野崎  | 幸雄            | 弁護士              |
|    | 濱中  | 昭一郎           | 日本通運(株)会長        |
|    |     |               | ※平成10年6月12日就任    |
|    | 平岩  | 外四            | 東京電力(株)相談役       |
|    |     |               | ※平成10年2月2日辞任     |
|    | 堀江  | 湛             | 武蔵野女子学院理事        |
|    | 牧野  | 洋一            | 全国信用保証協会連合会会長    |
|    | 溝上  | 恵             | 東京大学名誉教授         |
|    | 宮島  | 洋             | 東京大学教授           |
| ◎  | 森   | 亘             | 東京大学名誉教授         |
|    |     |               | ※平成10年6月12日就任    |
|    | 鷺尾  | 悦也            | 日本労働組合総連合会会長     |

◎会長、○会長代理

国会等移転審議会調査部会委員一覧

(50音順、敬称略)

審議会委員

有馬朗人	元理化学研究所理事長	※平成10年5月28日辞任
石井威望	東京大学名誉教授	
石井幹子	照明デザイナー	
◎石原信雄	(財)地方自治研究機構理事長	
堺屋太一	作家	※平成10年8月21日辞任
下河辺淳	東京海上研究所理事長	
中村英夫	武蔵工業大学教授	
○野崎幸雄	弁護士	
溝上恵	東京大学名誉教授	

専門委員

池淵周一	京都大学防災研究所所長
井田喜明	東京大学地震研究所教授
井手久登	東京大学名誉教授
片山恒雄	科学技術庁防災科学技術研究所所長
金本良嗣	東京大学教授
黒川洸	東京工業大学大学院教授
鈴木隆介	中央大学教授
戸所隆	高崎経済大学教授
森地茂	東京大学教授

◎部会長、○部会長代理

# 国会等移転審議会の開催経緯

## 審議会

- 第1回－平成8年12月19日
  - ・会長に平岩外四氏を互選、会長代理に有馬朗人氏を指名
  - ・内閣総理大臣より「国会等の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項について」諮問
  - ・委員によるフリートーキング 等
- 第2回－平成9年1月14日
  - ・委員によるフリートーキング（続き）
  - ・国会等移転の意義と効果について
  - ・今後の調査審議の進め方（部会の設置も含めて）について
- 第3回－平成9年2月24日
  - ・今後の調査審議の進め方（部会の設置も含めて）について（続き）
  - ・国会等の移転の意義と効果、東京一極集中問題について
  - ・海外事例について（キャンベラ、ブラジリア）
- 第4回－平成9年4月3日
  - ・東京都からのヒアリング
  - ・移転費用のモデル的試算について 等
- 第5回－平成9年5月21日
  - ・専門家ヒアリング（地震・都市防災）
  - ・災害対応力の強化について
  - ・調査対象地域の抽出について 等
- 第6回－平成9年6月20日
  - ・今後の審議会運営について
  - ・専門家ヒアリング（交通計画）
  - ・世論調査について 等
- 第7回－平成9年7月22日
  - ・専門家ヒアリング（環境）
  - ・移転費用のモデル的試算について 等
- 第8回－平成9年10月8日
  - ・専門家ヒアリング（情報通信）
  - ・首都機能移転の文化的側面について
  - ・移転費用のモデル的試算について
  - ・調査対象地域の設定について
- 第9回－平成10年1月16日
  - ・調査対象地域の設定について
  - ・当面の地価対策について
  - ・第2タームの進め方について

- 第10回－平成10年4月21日
  - ・地方公共団体ヒアリング（宮城県、福島県、栃木県、茨城県）
- 第11回－平成10年4月22日
  - ・地方公共団体ヒアリング（岐阜県、愛知県、静岡県）
  - ・新都市像に関する検討について
- 第12回－平成10年5月25日
  - ・地方公共団体ヒアリング（三重県、滋賀県、京都府、奈良県）
  - ・現地調査の進め方について
- 第13回－平成10年6月19日
  - ・会長の互選、会長代理の指名等
  - ・地方公共団体ヒアリングの結果について
  - ・現地調査の進め方について 等
- 第14回－平成10年11月16日
  - ・現地調査とりまとめについて
  - ・公聴会の開催について
  - ・今後の進め方について
- 第15回－平成11年1月20日
  - ・新都市像の検討について
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について  
（東京一極集中是正の効果に係る検討、情報ネットワークに係る検討、  
地形の良好性に係る検討）
  - ・公聴会の開催について
- 第16回－平成11年3月17日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について  
（景観に係る検討、土地の円滑な取得の可能性に係る検討）
- 第17回－平成11年4月16日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について  
（火山災害に係る検討、自然的環境に係る検討）
- 第18回－平成11年5月20日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について  
（文化的特性に係る検討、水害・土砂災害等に係る検討）
- 第19回－平成11年6月17日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について  
（交通に係る検討、水の供給の安定性に係る検討）
  - ・総合評価の仕方について
- 第20回－平成11年7月22日
  - ・公聴会のとりまとめについて
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について  
（既存都市との関係に係る検討、地震災害等に係る検討、環境負荷に係る  
検討、国土構造に係る検討）
  - ・総合評価について

- 第21回－平成11年9月9日
  - ・第2タームの調査結果の総整理について
  - ・評価項目の構成について
  - ・総合評価の地域単位について
  - ・重みづけの配慮事項について
- 第22回－平成11年9月28日
  - ・評価項目に係る地域ごとの評価方法について
  - ・首都機能移転に係る主要論点の整理について
  - ・関連事項の検討について
- 第23回－平成11年10月7日
  - ・評価項目に係る地域ごとの評価方法について
  - ・関連事項の検討について
- 第24回－平成11年10月21日
  - ・関連事項の検討について  
(移転先候補地の選定に伴う土地投機対策、その他移転に伴う制度・手法等)
  - ・今後の審議の進め方について
- 第25回－平成11年10月26日
  - ・関連事項の検討について  
(東京都との比較考量、社会経済情勢の諸事情・国民合意形成の状況)
  - ・「国土構造改編の方向」及び「文化形成の方向」に関する解析について
- 第26回－平成11年11月10日
  - ・「国土構造改編の方向」及び「文化形成の方向」に関する解析について
  - ・新都市のイメージについて
  - ・評価項目間の従属関係の処理について
- 第27回－平成11年11月25日
  - ・移転先候補地の選定について（Ⅰ）
- 第28回－平成11年11月30日
  - ・移転先候補地の選定について（Ⅱ）
- 第29回－平成11年12月8日
  - ・移転先候補地の選定について（Ⅲ）
  - ・答申（案）のとりまとめ（Ⅰ）
- 第30回－平成11年12月17日
  - ・移転先候補地の選定について（Ⅳ）
  - ・答申（案）のとりまとめ（Ⅱ）
- 第31回－平成11年12月20日
  - ・答申（案）のとりまとめ（Ⅲ）

## 調査部会

- 第1回－平成9年4月2日
  - ・部会長は有馬朗人氏。部会長代理に石原信雄氏を指名
  - ・委員によるフリートーキング 等
- 第2回－平成9年5月7日
  - ・国会等移転調査会報告における移転先新都市のイメージ等について
  - ・移転費用のモデル的試算について 等
- 第3回－平成9年7月8日
  - ・移転費用のモデル的試算について
  - ・調査対象地域の抽出について
- 第4回－平成9年10月2日
  - ・調査対象地域の設定について
  - ・新都市像の検討について
  - ・移転費用のモデル的試算について
- 第5回－平成9年11月11日
  - ・調査対象地域の設定について
- 第6回－平成9年12月8日
  - ・調査対象地域の設定について
  - ・属地的調査の進め方について
- 第7回－平成10年3月20日
  - ・第2タームにおける調査の進め方について
  - ・新都市像に関する検討について
- 第8回－平成10年4月21日
  - ・地方公共団体ヒアリング（宮城県、福島県、栃木県、茨城県）
- 第9回－平成10年4月22日
  - ・地方公共団体ヒアリング（岐阜県、愛知県、静岡県）
  - ・新都市像に関する検討について
- 第10回－平成10年5月25日
  - ・地方公共団体ヒアリング（三重県、滋賀県、京都府、奈良県）
  - ・現地調査の進め方について
- 第11回－平成10年12月7日
  - ・現地調査とりまとめについて
  - ・公聴会の開催について
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について  
（東京一極集中是正の効果に係る検討、情報ネットワークに係る検討）

- 第12回－平成11年1月18日
  - ・新都市像の検討について
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について（地形の良好性に係る検討）
  
- 第13回－平成11年3月17日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について（景観に係る検討、土地の円滑な取得の可能性に係る検討）
  
- 第14回－平成11年4月16日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について（火山災害に係る検討、自然的環境に係る検討）
  
- 第15回－平成11年5月20日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について（文化的特性に係る検討、水害・土砂災害等に係る検討）
  
- 第16回－平成11年6月17日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について（交通に係る検討、水の供給の安定性に係る検討）
  - ・総合評価の仕方について
  
- 第17回－平成11年7月1日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について（既存都市との関係に係る検討、地震災害等に係る検討）
  
- 第18回－平成11年7月15日
  - ・各分野ごとの調査の検討状況について（環境負荷に係る検討、国土構造に係る検討）
  - ・総合評価について
  
- 第19回－平成11年9月6日
  - ・第2タームの調査結果の総整理について
  - ・評価項目・評価地域について
  
- 第20回－平成11年9月28日
  - ・評価項目に係る地域ごとの評価方法について
  - ・首都機能移転に係る主要論点の整理について
  - ・関連事項の検討について
  
- 第21回－平成11年10月7日
  - ・評価項目に係る地域ごとの評価方法について
  - ・関連事項の検討について

# 総合評価の対象地域

